3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100－8950　東京都千代田区霞が関１－２－１　農林水産省大臣官房経理課調達班契約第２係　清水　尚功　電話03－3591－6753
⑵　入札説明書の交付方法　上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成26年９月29日午後２時　農林水産省大臣官房経理課入札室
⑷　入札書の受領期限　平成26年10月28日午前11時
⑸　開札の日時及び場所　平成26年10月29日午後２時　農林水産省大臣官房経理課入札室
4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した競争参加資格に関する証明書を平成26年10月23日午前11時までに提出しなければならない。
また、入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該証明書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書の作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した調達内容を確実に履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tomoji Nagata, Director of Accounting Division, Minister's Secretariat, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Project for operation and maintenance of baseline survey data on agricultural productivity information 1 set
⑷　Fulfillment period : 25 March, 2015
⑸　Fulfillment place : As shown in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting,
③　have Grade A, B, C or D in terms of the qualification "provision of services" for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the Fiscal Year, 2013, 2014 and 2015,
④　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order,
⑤　Prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.
⑺　Time limit for tender : 11 : 00 AM 23 October, 2014
⑻　Contact point for the notice : Hisanori Shimizu, Procurement Section, Accounting Division, Minister's Secretariat, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, 1—2—1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100—8950, Japan. TEL 03—3591—6753

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年９月２日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局副局長　池田　　薫
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28
○第13号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　77
⑵　購入等件名及び数量　船舶（海面清掃兼油回収船）「海和歌丸」修理　１式
⑶　調達案件の仕様等　（参考）船体寸法：Ｌ33.50m×Ｂ11.40m×Ｄ4.20m×ｄ2.64m、総トン数：198トン（新法）
錆打塗装部：外板・甲板・甲板上構造物等塗装、タンク等掃除他　１式、船殻艤装部：揚錨・係船装置、冷暖房機、採光装置、舵及び操舵装置等点検他　１式、機関部：主機関、補機関、軸系及び推進器、ポンプ、諸管装置、海水漉器等解放他　１式、電気部：発電機、電動機、電線路、盤等点検他　１式、油回収装置部：回収装置、油回収計器等点検他　１式、清掃装置部：コンテナ陸揚げ、昇降装置、揚貨装置等点検他　１式
⑷　履行期間（納期）　契約締結の日から平成26年12月24日まで　但し、本船の引き渡しは平成26年11月20日以降を予定している。
⑸　履行場所（納入場所）　近畿地方整備局神戸港湾空港技術調査事務所ドック
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　電子調達システムの利用　本案件は、競争参加資格確認に必要な書類（証明書等審査申請書、以下「申請書」という。）の提出及び入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（船舶整備）」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有する者であること（有資格者が「会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）。
①　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
②　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（写しでも可）
⑶　予決令第73条の規定に基づき支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑷　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
⑸　申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局から指名停止を受けていない者であること。
⑹　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（⑵の書類を提出した者を除く。）。
⑺　上記２⑵の資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、開札の時までに当該資格の決定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けた場合は入札に参加することができる。
⑻　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月28日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。